

山口県報

平成25年
8月20日
(火曜日)

目 次

告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

救急病院の認定(地域医療推進室).....

山口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....

公告

被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課).....

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....

公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....



山口県告示第三百二十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の三八の一部、四五五の四〇の一部、四五五の四四の一

部及び四五五の四六の一部

二 特定有害物質の種類

四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、シス一・二
ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化
合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及び
その化合物並びにベンゼン

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九
号から第十一号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第三百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ
り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
山口大学医学部附属病 院	宇部市南小串一丁目一番一号	平成二八、八、一〇
宇部興産株式会社中央 病院	大字西岐波七五〇	" "
宇部協立病院	" 五十目山町一六番二三号	" "

山口県告示第三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市
計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年八月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 施行者の名称

山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画下水道事業山口市公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十六年十二月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地
山口市桜島一丁目、桜島二丁目、桜島三丁目、桜島四丁目、折本一丁目、折本二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、金古曾町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、円政寺町、堂の前町、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、石観音町、道祖町、大市町、中河原町、中市町、東山一丁目、東山二丁目、米屋町、駅通り二丁目、駅通り一丁目、惣大夫町、木町、香山町、滝町、水の上町、大手町、春日町、龜山町、道場門前一丁目、道場門前二丁目、黄金町、鱒石町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、本町一丁目、本町二丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、緑町、中園町、三和町、荻町、宮島町、元町、熊野町、泉都町、松美町、朝倉町、錦町、神田町、楠木町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、前町、下市町、今井町、富田原町、赤妻町、泉町、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東三丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、葵一丁目、葵二丁目、周布町、若宮町、穂積町、幸町、矢原町、宝町、青葉台、桜島五丁目、桜島六丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、緑ヶ丘、江良一丁目、江良二丁目、江良三丁目、七尾台、小郡光が丘、小郡みらい町一丁目、小郡みらい町二丁目、小郡新町一丁目、小郡新町二丁目、小郡新町三丁目、小郡新町四丁目、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目、小郡新町七丁目、小郡尾崎町、小郡山手上町、小郡金堀町、小郡円座東町、小郡円座西町、小郡船倉町、小郡御幸町、小郡大江町、小郡高砂町、小郡緑町、小郡黄金町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡三軒屋町、小郡栄町、小郡給領町、小郡平成町、小郡維新町、小郡前田町、小郡若草町、宮野上、宮野下、上宇野令、八幡馬場、野田、大殿大路、円政寺、上野小路、下野小路、後河原、久保小路、諸願小路、新馬場、中河原、銭湯小路、大内御堀、大内矢田、吉敷、中尾、矢原、朝田、平井、吉田、黒川、小郡上郷、小郡下郷、江崎、深溝、嘉川、佐山、秋穂東及び秋穂西



(二八〇) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十五年七月二十八日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十五年八月二十日

萩市の区域

山口県知事 山本 繁太郎



山口県選挙管理委員会告示第百九号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「オープンシステム総合病 院徳山医師会病院」を
「オープンシステム総合病 院徳山医師会病院」を
「地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会病院」に改める。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項四三三五号に関する部分を次のように改める。

四三三三号	美祢市秋芳町岩永下郷字岩嶺三六八の一の地先から同市大嶺町東分字山下二九一七の二の地先まで
四三七号	岩国市玖珂町字下岩崎一三三八の一の地先から同市玖珂町字久重山九〇〇の一の地先まで

別表二の項四九〇号に関する部分中「大字川上字上白石一三七の一」を「常盤町二丁目七の二」に、

美祢市美東町綾木字南道祖ヶ原一三六〇の一の地先から同市美東町綾木字院内二六四四の八の地先まで	美祢市美東町大田字市ノ後五七九六の一の地先から同市美東町繪堂字先廻田山二一一一の地先まで
--	--

を

「美祢市美東町真名字田代台二九五二の一の地先から同市美東町繪堂字北山九三三の一の地先まで」に改め、同表三の項山口宇部線に関する部分中「江崎字出合南三八四九の二」を「朝田字上山手八二九の一」に改め、同部分の次に次のように加える。

柳井周東線	柳井市柳井字海田四七〇九の五の地先から同市柳井字鱒淵五四七〇の一の地先まで
-------	---------------------------------------

別表三の項岩国玖珂線に関する部分の次に次のように加える。

光柳井線	柳井市古開作字中東條六五八の一の地先から同市南町三丁目七の二の地先まで
宇部防府線	宇部市大字山中字新市四一一の五の地先から山口市秋穂二鳥字西縁四九四三の一の地先まで 防府市大字台道字沖ノ下五二二九の二の地先から防府市大字秋穂東字久保二二二七四の一の地先から防府市大字台道字沖ノ下五二二九の二の地先まで

別表三の項小郡三隅線に関する部分中「美東町綾木字南道祖ヶ原二二七九の一」を「美東町大田字刈屋五三七七の一」に改め、同項小野田美東線に関する部分を次のように改める。

小野田美東線

宇部市大字船木字野田四五一の二の地先から同市大字小野字二ノ沖五七三二の一の地先まで	美祢市美東町大田字刈屋五三七七の一の地先から同市美東町大田字市ノ後五七九五の一の地先まで
---	--

別表三の項美東秋芳西寺線に関する部分の次に次のように加える。

秋芳線	美祢市美東町繪堂字先廻田山二一一一の地先から同市美東町大田字市ノ後五七九五の一の地先まで
-----	--

別表三の項下関長門線に関する部分の次に次のように加える。

下松鹿野線	下松市潮音町二丁目一三三の五の地先から同市南花岡六丁目二〇の地先まで
-------	------------------------------------

別表三の項徳山港線に関する部分の次に次のように加える。

徳山停車場線	周南市代々木通一丁目一三の地先から同市桜馬場通一丁目四の地先まで
--------	----------------------------------

別表三の項防府環状線に関する部分の次に次のように改める。

防府環状線	防府市大字富海字西梶谷一八八八の二の地先から同市大字台道字森ノ下四八二九の一の地先まで
下松田布施線	下松市中市二丁目一三五二の六一の地先から同市葉山一丁目八一九の二の地先まで

別表三の項萩三隅線に関する部分の次に次のように加える。

柳井玖珂線	柳井市古開作字中東條六五八の一の地先から同市柳井字大立田四七〇九の一の地先まで
小野田山陽線	柳井市柳井字鱒淵五四七〇の一の地先から岩国市玖珂町字下岩崎一〇八九の一の地先まで
給島櫛ヶ浜停車場線	山陽小野田市日の出二丁目一五一五の一の地先から同市大字郡字一里ヶ浴三四九の地先まで 周南市大字栗屋字開作南八〇六の三の地先から同市大字櫛ヶ浜字西浜一八の一の二の地先まで

別表三の項三田尻港徳地線に関する部分中「協和町三七」を「大字新田字東百間町三二二の五」に改め、同部分の次に次のように加える。

